二　法第十四条第二項の規定により費用を負担させようとする場合　当該規定により環境大臣が希少野生動植物種の個体等の譲渡しその他の必要な措置をとった日から相当の期間経過した日

三　法第四十条第三項の規定により費用を負担させようとする場合　当該規定により環境大臣が原状回復その他必要な措置をとった日から相当の期間経過した日

別記様式（第６条関係）

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第19条　次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体の捕獲等若しくは個体等の譲渡し等、輸入、陳列若しくは広告に係る施設に立ち入り、希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(1)　略

(2)　環境大臣及び経済産業大臣　特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入されたものの譲受けをした者

(3)　経済産業大臣　特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)・(2)　（略）

(3)～(12)　略

（新規）

別記様式（第６条関係）

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜すい

第19条　次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体の捕獲等若しくは個体等の譲渡し等、輸入、陳列若しくは広告に係る施設に立ち入り、希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(1)　略

(2)　環境大臣及び経済産業大臣　特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入されたものの譲受けをした者

(3)　経済産業大臣　特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)・(2)　（略）

(3)～(11)　略

附　則

（施行期日）

1　この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の別記様式による証明書は、この省令による改正後の別記様式によるものとみなす。

○経済産業省環境省令第四号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の八第一項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月三日

経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　中川　雅治

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の八第一項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の八第一項に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年経済産業省環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の十五第一項に規定する事業登録機関及び第三十三条の二十六第一項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 （趣旨） **第一条**　民間事業者等が、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十三条の十五第一項に規定する事業登録機関及び第三十三条の二十六第一項に規定する認定機関に	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の八第一項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 （趣旨） **第一条**　民間事業者等が、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十三条の八第一項に規定する認定機関に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合について